

厚生労働大臣の定める揭示事項等

1. 特掲診療料の施設基準等に係る届出状況

- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、（Ⅱ）
- ・ 医療DX推進体制整備加算
- ・ CT撮影及びMRI撮影（16列以上64列未満のマルチスライスCT）
- ・ 医療機関間の連携病理診断（送付側）
- ・ ニコチン依存症管理料

2. 明細書の発行状況について

- ・ 医療費の透明化や患者の皆様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

尚、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨をお申し出下さい。

3. 医療情報の活用について

- ・ 当院では医療情報取得加算を算定しております。質の高い診療を提供するため、マイナンバーカードによる資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を整備しており、オンライン資格確認により取得する情報を活用して診察をおこなっております。

4. 一般名処方について

当院では、一般名処方加算を算定しており、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがございましたら、職員までご相談ください。